

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月18日（第14日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副 町 長	百武 和義
教 育 長	下平 博明	総 務 課 長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税 務 課 長	出雲 誠	住 民 課 長	永尾 宗紹
保健福祉課長	山下 英治	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課長	筒井 直	農村整備課長	吉村 大樹
建 設 課 長	鶴田 浩紀	会 計 管 理 者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	新しい学校づくり課長	永石 敏
生涯学習課長	矢川 靖章	農業委員会事務局長	石田 善人
代表監査委員	稲富 健朗		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課長補佐	片渕 英昭
議事係書記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番	友田 香将雄	7番	重富 邦夫
----	--------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第42号 令和6年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第43号 令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第44号 令和6年度白石町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第53号 白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 学校施設環境改善交付金事業白石町立福富小学校改修工事請負契約について
- 日程第8 選任第4号 議会活性化特別委員会の設置と委員の選任
- 日程第9 常任委員会の閉会中における所管事務調査

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、昨日に引き続き、議案第41号「令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第41号「令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第41号は認定することに決定しました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、議案第42号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第42号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第42号は認定することに決定しました。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第43号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第43号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第43号は認定することに決定しました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第44号「令和6年度白石町下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第44号「令和6年度白石町下水道事業会計決算の認定について」採決をします。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第44号は認定することに決定しました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」を議題とします。

本案については、溝上広行議員の外2名から議案第53号に対する修正の動議が提出されました。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○溝上広行議員

それでは、修正動議について私のほうから説明させていただきます。

本条例の原案は、中小企業、小規模企業の振興を理念として掲げていますが、その運用に当たっては、実効性を担保する仕組みが必要だと考えております。そこで、次のとおり修正案を提出いたします。

まず、第5条第2項については、単に努めるとするだけでなく、町が価格だけでなく地域経済への波及効果や雇用の確保、町の行財政の長期的な影響を総合的に勘案して契約相手方を決定する責務を明確化することで、地域内での経済循環を促し、町の継続的発展につなげることを意図しています。

次に、第9条については、意見聴取の対象を中小企業支援機関等とするだけでは事業者本人や町民の意見が反映されにくいと考えましたので、中小企業者及び小規模企業者並びに町民を明記して、幅広い意見を施策に反映できるようにしております。あわせて、条文の表現を少し整理いたしました。

さらに、第9条に第2項を追加して、町が講じる施策の実施状況や費用対効果を検証して、その結果を次の施策に反映する仕組みを設けることで、施策が形骸化することを防ぎ、不断の改善につなげるようにしております。

以上の修正により、本条例は町が具体的かつ責任ある姿勢で中小企業、小規模企業振興に取り組むことを担保するものとなります。

3月議会から三たびこの場に立っておりますけれども、この後、質疑が予定されてまして、既に通告もいただいております、ありがとうございます。ぜひよい議論ができるようになればと思い、私の提案理由の説明を終わります。

以上です。

○内野さよ子議長

説明が終わりました。

質疑は修正案について行います。

ただいま提出された修正案に質疑ありませんか。

○南里隆司議員

議会改革や行財政改革に精力的に取り組んでおられる溝上広行議員に敬意を払いつつ、質問いたします。

この種の基本的理念、指針を定める法律、条例については、条文の義務規定、努力義務規定の統一性を保ったりバランスを取ることは大変大事なことだと考えます。例えば、最高法規である日本国憲法は、103の条文のうち第25条第2項以外、全て義務規定となっております。努力義務規定が基本になっている法律もありますが、立法論として義務規定の統一性やバランスを担保することは、私が主張するまでもなく、常識だと考えます。今回執行部から提案されている原案は、第5条第1項までは義務規定、第5条第2項からは個別に町、町民、中小企業者などに触れ努力義務規定という構成で、私は妥当なものだと思います。第5条、第9条だけを義務規定にするということは、立法論から見て妥当ではないかと思えます。この点、意見を求めます。

次に、補足された内容を見ると、それらは原案全体の文脈から当然に配慮されるべき内容であり、私は今回出された修正案のように、ある一定の部分に立法者の思い入れが際立っている法律、条例を見たことがないので、大きな違和感を覚えます。この点、意見を求めます。

最後に、私はよって立つ内容は原案に盛り込まれていると考えるので、原案に本当に魂を入れるのは、提案されているような文言の修正や補足ではなく、これからの議会と執行部の真剣な努力ではないかという気持ちを強く持ちます。この点、意見を求めます。

以上です。

○溝上広行議員

御質問ありがとうございます。

大きく3点だったかと思えます。

まずは、義務規定の統一やバランスを担保することが大切で、憲法もほとんどが努力義務ですが、その点どう考えるかということですが、こういった条例でなければならないというふうに規定していたりするのは、もちろん憲法や条例の多くは努力義務を基本としていますけれども、理念条例であっても何々しなければならないと町の強い姿勢を打ち出す条文というのは、各地で設けられています。今回の修正は、相手の契約方を決める際に地域経済や雇用の効果を考慮すると、勘案するというのを義務づけたものなので、違和感と言われたりされてるんですけど、そこは特に整合性が取れてないというわけではないと思います。それで、町の経済や財政に直結する重要な部分であると私は考えてますので、あえてしなければならないと強調する必要があると考えました。それで、条例全体の統一性を壊すものではなく、むしろ条例趣旨を具体化し、実現性を高めるための規定だというふうに捉えております。それがま

ず1点目ですよね。

それで、思い入れが際立って違和感を覚えるという御指摘だったと思いますが、第5条第2項の修正は強めに修正しているのは事実ですが、これは立法者、提案してる私とか、あと2人の思い入れじゃなくて、政策判断として重点化したというふうにしております。そんなふうに捉えていただければなと思います。町の発注というのは、地域経済にとってはかなり大きな影響を与える分野ですので、ここでの姿勢を明確にしなければ、条例全体が抽象的な理念で終わってしまうのではないかなど、それぞれ形骸化するのではないかなどというふうに危惧したので、修正を加えようと提案しております。ほかの条文は、広く施策全般を対象とするため努力義務で十分だと考えますが、この契約に関する条文は、町の責務を具体的に示す必要があると考えたので、あえて強めに位置づけました。繰り返しますけども、立法者の思い入れということではなくて、町の実効性ある政策を担保するために不可欠な部分だと考えています。

それで、最後に、議会と執行部の真剣な努力が重要だと。それはおっしゃるとおりで、原案にしろ修正案にしろ、決まった条例に対しては、執行部は条例に基づいて執行していく責務がありますし、それを議会はちゃんとチェックして、もしそぐわないようであればそれを指摘してというのがそれぞれの役割、立場だと思いますので、それは修正の可否とは関係なく、もちろんされるべきものかなど考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○田島隆一議員

中小企業・小規模企業振興条例（案）に対して、今の答弁を聞いても、それぞれの意図があるんだなと思っています。

それで、私は今回の修正案は原案の趣旨とどのように異なる点があるのか。私は大まかに努力するというので条例はいいんじゃないかと思っているんです。だから、その辺をもう少し具体的に示していただきたいなと思っています。

それで、原案の条文においても十分に意図が表現されていると理解しておりますが、あえて修正を加えることで、今さっきいろいろ言われたんですけど、どのような効果を期待されているかというところをもう少し具体的に伺いたいなと考えています。

2つ目に、条例は、町が実際に政策を進める際の大きな方向を示すものだと思います。そこで、修正案により町の施策や行政への支援の在り方に具体的な違いが生じるのかどうか、その点を確認したいと思います。もし実際の施策に影響が及ばないのであれば、条例文を必要以上に複雑にすることは避けるべきだと考えています。その辺はいかがでしょうか。

さらに伺いますが、条例は町民や中小企業の皆さんにとって分かりやすいことが重要だと思っています。修正された文言は、むしろ専門的で難しく、町民や事業者にとって理解しにくくなる可能性はないでしょうか、どうかと思ってお尋ねしたいと思います。

最後に、近隣自治体の同様の条例を調べてみると、多くは原案に近いシンプルな表現を採用しているようです。そこで、改めて伺いますが、あえて修正を加える必要性や他の自治体と異なる表現を取る根拠は何なのか、御説明いただければと思っています。

以上です。

○溝上広行議員

御質問ありがとうございます。大きく4点ですね。

1つずつ回答させていただきたいと思いますが、まず1点目、原案との違いとか、修正してどういった効果を期待してるのかということですが、まず原案は、努めるにとどまっており、とても抽象的です。修正案では、先ほども言いましたけど、地域経済への波及効果や雇用の確保を明記しております。それで、費用対効果の検証も規定しました。これによって、町の姿勢をより具体化して実効性を高める効果があると考えています。よろしいですかね。

それで、修正してから実際の施策に違いが出るのかということですが、そもそも原案に対する質疑が先日行われましたけど、町では新たな取り組みは考えていないといった答弁がありました。それ自体が問題だと私は捉えております。それで、修正案では新しい視点を加えております。もし条例を制定しても町の姿勢が変わらないのであれば、そのこと自体が議会から追及されるべきもの、先ほど南里議員の回答でも言いましたけれども、それをチェックするのが議会の仕事だと思っております。

次に、文言が難しいのではということですが、条例には一定の専門用語が不可欠だと思います。書き方とか言葉の使い方というのは統一されるべきものですね。それで、今回修正する箇所は、庁内部の責務を定める部分でございます。町民に直接の権利義務を課すものではありません。内容は通常の条例の範囲内であり、分かりにくいものではないと考えますが、それとは別にこの条例を可決というか、どの形でもいいですけど決まった際は、恐らく広報に載ったりして、そのときは執行部のほうから出されたポンチ絵とかそういうのを使って説明されると思います。直接条例を書くだけでというのはないと思いますので、条例なので多少の専門的なところは致し方ないのかなと私は考えております。

次に、他の自治体を調べていただいたということで、何でほかと違う表現を取るのかということですが、そもそもほかと同じことをしていて、この白石町がよくなるとは思いません。今地方自治体は競争環境にあって、独自の工夫を示さなければ取り残されると、私は危機感を覚えています。白石町として地域経済を守り育てる意思というのを明確にすることに意義があるんだと考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

私は修正動議について質問をいたします。

まず、修正案の中にあります契約の相手方を決定しなければならないという規定は、義務を課しているように私は見えますが、立案者意思として、入札等の選定に当たりましてどこまでの行為を求めているのかをまずお伺いいたします。

次に、条例の実際の運用は行政部局となりますけれども、行政部局との協議はどのように行われたのか、また上位法令との整合性の確認は行われたのか、お伺いをいたします。3点です。

○溝上広行議員

御質問ありがとうございます。

3点ということで、1つずつまとめて答えていきたいと思っておりますけれども、契約の相手方を決定しなければならないという規定は義務を課しているのではという御質問ですね。先ほど南里議員の質問にも申し上げたんですが、義務を課するのは勘案することです。契約方式、入札とか随契などを縛るものではありません。それで、地方自治法や施行令に定められた枠内で相手方を決める際に価格以外の要素も考慮するという姿勢を明確化したものになります。

次、行政部局と協議したのかということですが、これに関しては、本会議での執行部答弁を受けて、議会として修正を検討、提案しました。条例案は議会が最終的に決めるものであり、理念条例の修正は議会の役割そのものだと思っております。行政実務を細かく縛る規定ではないので、事前に協議は必須じゃないと考えています。

それで、上位法令との整合性ですが、契約の方法は、自治法と施行令で厳格に規定されています。今回の修正は、それを変更するものではありません。修正案は、先ほども言いましたけれども、契約相手の決定に当たって考慮すべき視点を示すものであって、町の総合評価方式の考えとも一致していると思います。よって、上位法令との抵触はないというふうにしております。

あと、どうやって調べたんだということだと思んですけど、ChatGPTと相談しました。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

いろいろ今質疑を聞いてまして、まずこの条例の修正案に対して執行部がどういうふうに思うのかということですね。そこら辺を溝上議員の自分の意見でいいですから、一つだけお伺いします。

それと、この条例に関しては、修正をするということは、議会からの条例になるわけですね、執行部からの修正の部分についてですよ。修正の部分については議会からの修正案ということで、執行部の提案じゃないわけですね。そういう議会と執行部との関係性。

それと、チェック、チェックというふうに言われますけども、どこまでチェックするのか。入札に関しては、小さいものから大きいものまであります。大きなものはもちろん議会に上がってくるからチェックできると思います。小さなチェックはどういうふうにして行うのか、個人的に意見をお伺いします。

○溝上広行議員

質問は3つに分かれましたかね。

まず、この内容を執行部が受けて、執行部がどう思うかということですかね。

そうですね、多分今まで経験のないことをしてるんだなという自覚はもちろんありますが、このような修正動議は、議会が主体的に政策の方向性を示す意思表示であって、本来の役割だと思っています。それで、私も公務員経験がありまして、初めて議会とかのやり取りを見たときに、第一感として、これは学校で教わったことと全然違うぞと思いました、正直な話。それで、今回こういうふうに議員になりましたので、私なりに本来の役割を果たすべくしておりまして、執行部がどう考えるかと言われれば、それはもう執行部に聞いていただいたほうがよいかなと思いますけれども、私としては、もし逆の立場であれば、正直な話、うわっとも思いますけど、望むところだとも思います。これが住民の意思であるならば、それに応えるのが公務員の、行政マンの仕事だという考えですね。それはあくまで私の私見ですけれども。

それで、次が議会の責任になってしまうのではないかという質問だったですよ。

そうですね、条例は町の方向性を示すものです。執行部が受け入れるとかどうかじゃなくて、議会として町に何を求めるかを明らかにすることが大事だという考えでしております。それで、議会が制定した条例を町は執行する責任があるので、議会だけの責任という見方は誤りだと思っております。それは原案にしろ修正案にしろ最終的に議会の意思で決まる以上、それを執行部が責任を持って実施するのが自治体の仕組みだし、次の質問にもなると思うんですけど、それをちゃんと監視する、チェックするというのが議会の役割だということですね。

それで、どうやってチェックをするのかということですが、正直そこまで細かくどうやってチェックするという方法論までは至っておりませんが、一般質問でまず状況がどうなってますかと聞いてもよいとは思いますが、あと今回のような決算のときに事例を出して、全部を細かくチェックするというのは正直不可能かもしれませんが、そういうふうにチェックをする機会は幾らでも議会の中で、しかも別に私一人でやるわけではなくて、今16人議員がいますので、それぞれがそれぞれのようにチェックする。それは決算のチェックでも一緒だと思いますけれども、別にここからここまでは誰々議員さんチェックしてねとか今やってないので、全員が一応に目を通してそれぞれの視点でチェックをかけると、それで疑問があれば質問をし、議論をしていくということになるかなと思います。

以上です。

○溝上良夫議員

今の答弁に関して関連ですけども、入札に関してこの修正の条文を見てみると、努

力じゃなくて、町内業者に発注をしなさいと、町内の財政かれこれを鑑みたときに、なるべく町内業者を最優先しなさいというふうな守りの条例かなと思います。中小企業に対して、入札に関して、守りの条例だと思いますけども、一つ、他町に攻撃のときがあるんですよね。白石町も公共事業が激減しております。下水道も終わりました。そういうときに、町内の業者さんは他町に行くわけですね。そのとき、この条例が足かせにならないかなという心配があるんですよね。あんたんとこは町外を排除してるんじゃないかと、そういう心配を一つ今ふっと思ったんですが、そういうところは全然頭がないんですか、考えてないんですかね。意味分かりますかね。

○溝上広行議員

おっしゃってる意味は理解しておりますが、まずこの条文の意図を間違っ解釈されてると思います。最優先とはどこにも書いておりません。（「いや、努力から」と呼ぶ者あり）勘案してくださいというのを定めてますので、結果それが町の不利益になるような契約の仕方というのは、もちろん勘案した結果取れませんので、最優先したら先ほど言われたような懸念があるのであれば、採択してはならぬと。私が申し上げているのは、こういった価格だけじゃなくて、地域経済の波及効果とか雇用の確保とか町の行財政の長期的な影響ですね。だから、先ほど言われたような町外の業者を分かりやすく閉め出したらそれは町内の業者が町外で仕事取れないじゃないかというのはもちろん影響は考えて、それは行財政の影響として長期的に一番ベストなのは何なのかというのをちゃんと考えた上で契約方法を決めて、相手を決定してくださいという意図です。決して最優先にしなさいという短絡的な内容ではございません。なので、勘案してくださいと、勘案して決定しなければならないという文言を加えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

この修正動議の内容については、町内業者の活性化を考えられてるということで、多分ここにいる全議員が思うところじゃないかなとは思いますが、もう簡潔にお聞きできればと思うんですが、今回の条例を制定するに当たって、要はリーガルチェックをされてるのでしょうか。先ほどの答弁の中では、要は内容的に上位法に抵触するものではないから大丈夫ですという話だったと思うんですが、それはあくまで提案議員さんの意見であって、それを客観的に判断を求めたという経緯はあるのでしょうか、お願いします。

○溝上広行議員

その客観的というのは、どこか専門家にということですよ、人間にということですよ。

すみません。先ほども言いましたけども、確認はA Iにお任せしております。それで、その確認内容で出てくる条文とかも目を通して、なるほどということ、しております。いいですかね。

○友田香将雄議員

A Iに今確認されたということなんですけども、この条例に関しては、もう御存じのように上位法が法体系の一つとして確立されてるものですので、曲がりなりにも我々白石町議会のほうで上位法を侵害するような条例を出すわけにいかないというところがあるので、そこに関してのチェックは最低でも必要じゃないかなというふうに思ったんですけども、そのあたりについては、逆にC h a t G P Tに確認されたということなんですけども、そこだけで事足りるというふうに思われたのでしょうか、お願いします。

○溝上広行議員

何か反問権等は使いたくないんですけど、逆にどこが抵触してるんですかねと聞きたいんですけども、どこですか。

一応私の趣旨としては、勘案することを規定してるんですよ。勘案することが抵触される法令ってあるのか、まず想像がつかないのと、一応C h a t G P Tに丸投げしたわけじゃなくて、ちゃんと条例も読んでおまして、それは私個人でやったことになるんでしょうけども、そもそも公務員の仕事は、地方自治法にいろいろ規定がありますけど、第1条の2に、地方公共団体は住民の福祉の増大を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を多く担うものとする。さらに、第2条14項に、地方自治体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと。これは公務員になるときにも上司からも口を酸っぱくして言われることだし、こちらにいる皆さんは当たり前のこととして、大原則として頭にあることだと思います。それを実施するための中で、こういったことを勘案してくださいと規定してるので、まず抵触する想像がつかないんですけども。

それで、それを言われると、じゃあこの条例案そのもの、原案そのものもリーガルチェックが必要じゃないですかと言ってるのと同義だと思うんですけど、これはちょっと反問権になっちゃうんで、どうなんですか。

○友田香将雄議員

今回の原案については、例規審査委員会を通して、必要なところに関しては関係各所のほうに確認されたというふうに伺っております。今回の条例も、私はすごく面白いと思うんですけども、例えば上位法だったり、要は関連法のところに関しては少なくとも問合せをして確認する方法は取れたんじゃないかなというのがあって、私としてはこの修正の中に関してここは大丈夫かなという点があるんですけども、そこに関しては必ず抵触をしてるというわけじゃなくて、抵触をする可能性があるというところを少なくとも排除していくというところが今回この条例をつくっていくというところ

ころの最低限のところじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについて、こんな形の質問でいいんですかね、答弁をいただければと思います。

○溝上広行議員

チェックできたらそれはそれにこしたことはないんですけど、先ほど言ったとおりに、そもそも何に抵触してるかなという、可能性と言われても、そもそも勘案すると書いてるだけなのに何で抵触するのかなというのが分からないんですよ。それで、理念を定めるのに抵触するって、ちょっとよく分からなかったですね。これは理念を定めてるんですよ。しなければならぬというふうな表現をしていますが、実質これは勘案することをしなければならぬとって、理念のうちの一つなんですよ。だから、義務を規定するとかそういうことではないので。おっしゃりたいことは分かります。もっと慎重にという意見だとは思いますが、とってこれが即抵触の可能性があると判断はできないと思いますし、ないと思ってますし。

あとは、仮にこれが上位法に抵触してますと、おかしいですとなったら、それは無効になることではあると思いますけれども、あとは各議員の判断になりますし、あとは、そうですね、そうかなと思います。取りあえず、これは理念を定めてるので、各議員さんの考え、意見で決まるものだと思ってます。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

次に、討論に移ります。

討論は修正案に対するものなのか、執行部提出の原案に対するものか、はっきり表明をしてからお願いします。

討論ありませんか。

○吉岡英允議員

議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」、修正案に私は反対し、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この条例の目的は、白石町の発展に果たす重要な役割を町内の中小企業、小規模企業が担っていることに鑑み、町内企業、事業者の振興に関する総合的な施策を推進することにより、町の経済発展、及び地域の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することとされております。

議案の質疑に対する町長の答弁は、商工会から要望書が提出され、真摯に検討した結果、町の方針を明確にするため条例を制定すると決断されたと申されておりました。また、町と商工業者が一体となり取り組む必要があるとき、根拠を示すためにも条例という形にしたものがあつたほうがよいとの考えも答弁をされました。

条例案の第3条の基本理念は、町は中小企業及び小規模企業者の自らの創意工夫及び自発的な努力を尊重しながら、国、県、その他の関係機関と連帯を図って、その成

長と持続的な発展を支援及び推進するとされております。事業者それぞれの努力と成長があって町の発展と町民生活の向上に結びつくものであり、この理念はすばらしいと感じるところでございます。

条例の各条項に努めるものとするとの文言が多いことは、最大限の努力をされていくものと期待をしております。本町は合併20周年を迎えた今こそこの条例を制定し、町長が申す、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちづくりに執行部と関係機関が一体となり取り組んでいかれることを期待をしております。

今回は条例の修正案も提出されましたが、現段階において、議会からの修正によって執行部の負担を増加させることは得策と考えておりません。ついては、以上のとおり、修正案に対する反対討論とし、原案に対する賛成の討論といたします。議員一同の御賛同をよろしくお願いいたします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○前田弘次郎議員

私は、議案第53号の白石町中小企業・小規模企業振興条例（案）に対する修正案、これには賛成の立場で、そして町から出された原案に対しては反対の意見で討論をさせていただきます。

いろいろ先ほども質疑がありましたけど、要するに努めるのは努力義務ということなんですよね。はい、やりましたと、努力しましたと、だけど結果は出てないんですよ。それではいけないということで、今回この修正を出してるわけですね。先ほど溝上議員からも説明がありましたけど、要するに中小企業、小規模企業者、これは町内の業者だと思いますが、私も一小規模事業者ですので、商工会の会員さんにとっては、この修正案はよりもっとあなたたちに近づいてますよと、予算をちゃんとして、そしてその結果を町として今後の施策に反映するものということですので、町内の業者であるならば、こちらの修正案のほうがより分かりやすく、納得がいくんじゃないかと、私は思います。

そういうことで、修正案に賛成の立場で、原案には反対ということで、議員の皆様、しっかりよく考えてください。商工会の会員じゃなくても、議員の皆様方を支えてらっしゃる商工会の関係者もいらっしゃると思います。その方たちのためにこの修正案を通していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○吉岡正博議員

私は議案第53号に対する修正動議に反対の立場で討論をいたします。

原案にあります「中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大」という規定に続けて、修正案で「を図るため、価格のみならず地域経済への波及効果、雇用の確保

及び町行政への長期的な影響を総合的に勘案し」という規定を加えることには、大いに賛同いたします。しかしながら、契約の相手方を決定しなければならないと義務を課すように取れる記述は、この条例が理念条例であることを考えれば、適切ではないと考えるところです。また、条例を実際に運用する行政部局との協議、加えて上位法令との整合性の確認が十分ではないと考えると、修正案の完成度に不安を感じます。

なお、先ほどChatGPT、AIでのチェックをしたことを言われましたが、これについては非常にいいことであり、時代だなと思うところです。

さらに、正確性を高めるため、また庁内例規との整合性を高めるために、行政部局の例規審査委員会でのチェックが必要だと私は考えます。よって、私は修正案に賛成しかねるところです。つきましては、他の議員におかれましても、十分な法制執務上の検討をした上で判断をいただきたく、反対の討論といたします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○重富邦夫議員

議案第53号の白石町中小企業・小規模企業振興条例（案）に対し、提案された修正動議に賛成の立場から討論をいたします。

まず、地元中小企業、小規模事業者の振興を図り、地域経済の活性化につなげるという目的については、町の将来にとっても極めて重要であり、大いに賛同するものでございます。

しかしながら、昨今の気候変動や人口減少、また行政運営や社会的団体、公共的団体の意義、またそれに対する町民の意識、そういうところの様々な分野での変化が訪れているというような現状を鑑み、例えば施策への反映をうたった第9条の修正にしても、昨今AIやSNSの進展で、あえていろいろな意味でも制限がかかる組織には所属せず、自由な発想で事業展開できる企業の在り方に変化をしてきているというふうに考えます。中小企業支援機構等に限定すれば、公平性の観点から、自由な発想で住民や社会が抱える課題で起業しようとする者の声が届かないというような懸念がございます。

条例を制定することは、非常に重く、中途半端になっては困りますので、理念条例で明確に位置づけられていても、実効性が伴わなければ看板条例にすぎず、この修正により、過度な拘束や法的リスクを避けつつ、地元業者への配慮を実際の運用に堪える実効性を担保した形だというふうに判断をいたしまして、この修正動議に賛成討論といたします。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○田島隆一議員

私は白石町中小企業・小規模企業振興条例の修正案について反対するものとします。原案に賛成したいと思っています。

まず、修正案を提案された議員の皆様が地域経済の振興をより確実なものにしたいということで強い表現を求められた気持ちは大変よく理解できます。私も同じく中小企業、小規模企業の発展が白石町にとって不可欠であると強く思っております。

しかし、条例の役割は、町の基本方針を定めることにあると思っています。法律学的にも条例は理念や方向性を示すものであり、実際の施策や計画に展開するための土台にすぎないと思っています。過度に強い義務規定を盛り込めば、将来の施策運営において行政の裁量を不必要に縛り、現実に対応が困難になるおそれがあると思っています。とりわけ、今回の修正案は、第5条での発注契約、第9条での施策反映について必ず反映すると義務化しており、理念は理解できても、条例としては過剰な拘束力を生むものじゃないかと思っています。条例の文言は、努める、配慮するといった表現にとどめ、具体的な義務、数値目標は、振興計画や実行要領の中で定めることが適切ではないかと思っています。

私たち議員の責務は、条例で行政を縛ることではないと思っています。条例を基に策定された計画や施策の実行状況をチェックし、改善を求めることにあると思っています。その観点からも、原案の努めるという表現こそが条例の趣旨に合致し、かつ持続的な企業支援を可能にする最も妥当な形だと考えています。

以上のことから、私は修正案に反対し、原案に賛成するという立場で討論いたしたいと思います。ほかの議員の方々もより考えてもらいたいなと考えています。よろしくお願いします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

まず初めに、ただいま提出された議案第53号の修正案について採決をします。

修正案について賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第58号「学校施設環境改善交付金事業白石町立福富小学校改修工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

ここに今回福富小学校の改修工事、本来ならば今年度から始まるというような計画を伺っておりましたけれども、補助金の関係で延期されている現状があると思います。今回8,558万円の改修をされるわけですけど、この内容的にはエアコン設置、インターホンの設置、スロープ工事ということですけども、それぞれの積算についてお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回の小学校の改修工事の設計の価格の内容ということでございますが、設計の内容になってまいりますので詳細な額は申し上げることはできませんが、概略の金額でお伝えをさせていただきたいと思えます。

空調工事、エアコンの設置に係る分、またインターホンに係る分で4,300万円程度、あとスロープ工事関係で1,600万円、用務員宿舎の解体、バックネット並びに外灯工事等々で1,800万円、仮設工事や体育館のW i - F i で約900万円程度という形になってるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第58号「学校施設環境改善交付金事業白石町立福富小学校改修工事請負契約について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○内野さよ子議長

日程第8、選任第4号「議会活性化特別委員会の設置と委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

議会の活性化や優秀な議会人の確保に向けた方策を研究し、町民の負託に応じていくため、7人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に係る調査研究を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、7人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に係る調査研究を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任は、白石町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第9

○内野さよ子議長

日程第9、常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付しているとおり、各常任委員長から閉会中の継続調査について申出が 있습니다。本件について各常任委員長から報告を願います。

○溝上良夫総務常任委員長

総務常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、自治体DXに関する調査、及び議会改革、活性化に関する調査を実施したく申出をいたします。

具体的には、自治体と連携してDXサービスに取り組まれている民間企業を視察し、住民が来庁せずに24時間オンライン手続きができる体制の構築など、限られた人員で多様な課題解決に取り組む自治体を支援するシステムの開発の事例を調査してきたいと思ひます。

次に、神奈川県寒川町議会を視察し、議会改革の取り組みなどについて調査をし、意見交換を行うこととしております。なお、寒川町議会では、主権者教育の推進を明文化した議会基本条例を制定し、実践されておられます。未来をつくる議会としての取り組みを学んでくることとしております。

総務常任委員会では、デジタルを駆使した行政サービスの向上により、町職員の負担軽減と併せて住民サービスの向上に寄与できる施策について調査研究を深めていきたいと思ひております。

調査の期間として、次期議会定例会開会の前日まで、11月上旬を予定しております。以上、申出をいたします。

○中村秀子文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会の議会閉会中の所管事務調査といたしまして、企業誘致に伴う行政の対応等に関する調査、及び環境政策、主に環境モデル都市の取り組み、循環型

社会への取り組みについて調査を実施したく申し出ます。

具体的には、熊本県大津町を視察し、半導体メーカーのT SMCの誘致に伴う行政のインフラ整備や人口増加に伴う福祉への対応、また議会活性化特別委員会の取り組みなどについて調査し、意見交換を行うものとしたします。

次に、熊本県水俣市を視察します。水俣病の経験を生かし、環境モデル都市として全国で先進的な可燃ごみの減量化、リサイクルの推進、環境配慮型の農林水産業に取り組まれているところです。この優れた循環型社会への行政の取り組みを調査して行くこととしています。

また、「こうのとりのゆりかご」、通称赤ちゃんポストと申しますけれども、その開設と運営に携わられた元慈恵病院看護部長の田尻由貴子氏、彼女が設置しておりますシェアハウスを訪ねまして、様々な境遇に置かれている女性への支援についてお話を伺うこととしたしております。

調査の期間といたしましては、次期議会定例会開会の前日まで、11月上旬を予定しています。

以上のとおり、文教厚生常任委員会を代表して申し出ます。

○前田弘次郎産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の所管事務調査として、廃校の利活用に関する調査、及び首都圏における県内産農産物の流通に関する調査を実施したく申し出ます。

具体的には、学校の統廃合により廃校された施設を利活用され、新たな手法で運営を開始された道の駅を視察し、地域の活性化にどのように取り組まれているかなどを調査してきます。

次に、県内で生産された農産物の流通現場であるJ A関連の営業所及び市場へ出向き、意見交換、現地視察を行います。これらを基に、今後の町内農産物の魅力を上げるブランド化の向上とPR方法について学んで行くこととしています。

産業建設常任委員会では、道の駅を軸とした今後の観光振興や町内農産物の魅力向上の方法について、調査研究を深めたいと思います。

調査の期間としては、次期議会定例会開会の前日まで、10月下旬を予定しています。以上のとおり、産業建設常任委員会を代表して申し出ます。

○吉岡正博議会活性化特別委員長

議会活性化特別委員会は、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

事件は、開かれた議会を目指した議会基本条例の検証と実践の在り方、議会の存在意義を高めながら議会及び議員活動の活性化を図り、活力ある優秀な議会人の確保対策などに関する調査研究などの事項を行います。

理由としましては、平成23年に議会基本条例を制定しておりますが、条例を実践できているのか調査研究を進めて、まず検証を進めていきたいと思います。また、議員間の自由討議の手法などについても研究をしながら、言論の府である議会の活性化を向上させていきたいと考えます。

あわせて、将来に向けた活力ある議会人の確保対策も喫緊の課題であり、対策や研究を進めてまいります。

なお、調査の期間は、現議員の任期中といたします。

以上、閉会中の継続調査の申出を行います。

○内野さよ子議長

お諮りします。

各委員長の申出を議会閉会中における所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出を閉会中における所管事務調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付託された案件は全て終了しました。

会議を閉じます前に、町長より挨拶があります。

○田島健一町長

令和7年9月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、9月5日から本日までの14日間、議員の皆様提案いたしました令和6年度白石町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定の議案、令和7年度白石町一般会計及び特別会計の補正予算の議案の御審議、そして関係法令等の改正に伴いまして、白石町税条例の一部を改正する条例などの条例案件、ほかに専決処分の案件、人事案件、工事請負契約の案件など、全18件に及ぶ議案につきまして十分な御審議をいただき、全ての議案、原案どおり認定、可決、承認いただきました。まずもってありがたく、厚くお礼を申し上げます。

特に今議会は、白石町一般や特別会計の令和6年度決算の認定に関する議案がございまして、審議過程におきましては、いろいろな御意見を賜っております。また、一般質問につきましても12名の議員さんが登壇され、各方面からの町政執行についてただされました。一般会計などの決算、そして補正予算、また一般質問でいただきました御意見等につきましては、今後の町政執行にしっかりと反映させていく所存でございます。

ところで、来月10月12日の日曜日には、白石町町民スポーツ大会を白石地域、福富地域、有明地域の3会場で開催することにしております。これまで降雨による中止、コロナによる中止、また昨年は本町を含む佐賀県内で国スポ・全障スポが開催されたことからこのスポーツ大会は開催されず、今年は8年ぶりとなっております。また、白石地域にあつては、白石、須古、六角、北明校区が一体となつての開催ということになりますが、これは初めてであります。いずれにいたしましても、初めてとか久しぶりの大会となりますが、地域の皆様方が一体となつて体を動かし、よりコミュニケーションを高めてもらえればというふうに思います。

昨年も閉会挨拶の中で気象状況の話をしていただきましたので、今年も少しさせていただきますと思います。

全国的に8月下旬以降、不安定な気象状況となっております。高温ということだけでなく、降雨につきましても、現在は秋雨前線の影響かと思いますが、併せて線状降水帯も発生し、全国各地で大きな災害を引き起こしています。本町におきましても、8月の中旬以降は日最高気温が35度を超す猛暑日が続き、また熱中症警戒アラートも連続発生しておりました。このようなことから、8月の月平均気温は28.9度となり、白石町8月の月平均気温としては観測史上第4位の高温でございました。ちなみに、昨年の8月は29.7度で、観測史上第1位でありました。

最近朝夕がちょっと過ごしやすいような気がいたしましたので調べてみましたところ、先ほどの8月の月平均気温においては、昨年より若干低めでありました。しかし、9月に入りましてからも、昨年は9月17日までの最高気温が30度以下という日はありませんでしたが、今年においては昨日17日までに最高気温が30度以下というのは1日だけございました。また、降雨を見ますと、昨年は9月に入り17日までに1ミリしか降雨があっておりませんでした。しかし、今年には9月に入ってから17日までに134ミリもあっております。このように、雨がいったということから、ちょっとだけの涼しさが感じられているのかもしれない。

ところで、線状降水帯の発生で各地において短時間雨量が報道されておりますが、多いところでは100ミリという数値もありますが、30ミリという数値もございます。本町におきましても、9月10日の夜中、0時20分から1時20分までの1時間に32ミリが記録されておりました。これは9月としての日最大1時間降水量としては観測史上第8位でございました。しかし、このような降雨であっても、地域排水委員様をはじめ、住民様の御理解、御協力があり、事前排水をしていただいたおかげで被害が発生していないというふうに思っております。台風をはじめ、まだまだ強い降雨があると思われまので、町民の皆様と共に災害が発生しないまちづくりにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。気温、降雨とも、異常ではなく、平穏な気象状況になることを祈るばかりでございます。

最後になりますが、今議会におきまして全議案、認定、可決、承認いただきましたことを改めてお礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

結びになりますが、議員の皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。令和7年9月定例会閉会に際しましてのお礼の挨拶といたします。本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○内野さよ子議長

これもちまして令和7年第4回白石町議会9月定例会を閉会します。

10時46分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月18日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 友田 香将雄

署名議員 重富 邦夫

事務局長 中原 賢一